



人事行政の運営等の状況の公表

(平成22年度)

各 務 原 市
総 務 部 職 員 課

市では、市民の皆さんに人事行政の運営等の状況を公表することによって、その公平性・透明性を高めることを目的とした「各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。

この条例に基づき、職員の給与、勤務条件、研修などの状況について年1回、定期的に公表いたします。

《 内 容 》

I	職員の任免及び職員数に関する状況	3~4頁
II	職員の競争試験の状況	5頁
III	職員の給与の状況	6~16頁
IV	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	17、18頁
V	職員の分限及び懲戒処分の状況	19頁
VI	職員のサービスの状況	20頁
VII	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	21頁
VIII	職員の福祉及び利益の保護の状況	22、23頁

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (21年4月2日～22年4月1日)

21年4月1日現在	退職者数	採用者数	22年4月1日現在
1,005人	66人	24人	963人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)

2 採用者数には、割愛採用・選考採用を含んでいます。

(2) 事由別退職者数 (21年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	割愛・出向	その他	計
38人	11人	13人	7人	4人	66人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

			職員数		対前年 増減数	主な 増減理由
			平成21年	平成22年		
普通 会計 部門	一般行 政部門	議 会	9人	8人	△1	定員の見直し
		総 務	142人	135人	△7	定員の見直し
		税 務	49人	44人	△5	定員の見直し
		労 働	3人	3人	±0	
		農林水産	13人	12人	△1	定員の見直し
		商 工	26人	23人	△3	定員の見直し
		土 木	78人	73人	△5	用地取得業務の減
		民 生	183人	180人	△3	定員の見直し
	衛 生	60人	55人	△5	定員の見直し	
		小 計	563人	533人	△30	
	教 育 部 門	181人	172人	△9	定員の見直し	
	消 防 部 門	169人	170人	+1	業務量の増加に伴い	
	小 計	913人	875人	△38		
公営企業等 会計部門	水 道	42人	40人	△2	定員の見直し	
	下 水 道	17人	17人	±0		
	そ の 他	33人	31人	△2	定員の見直し	
	小 計	92人	88人	△4		
合 計			1,005人 [1,045人]	963人 [1,045人]	△42 [±0]	

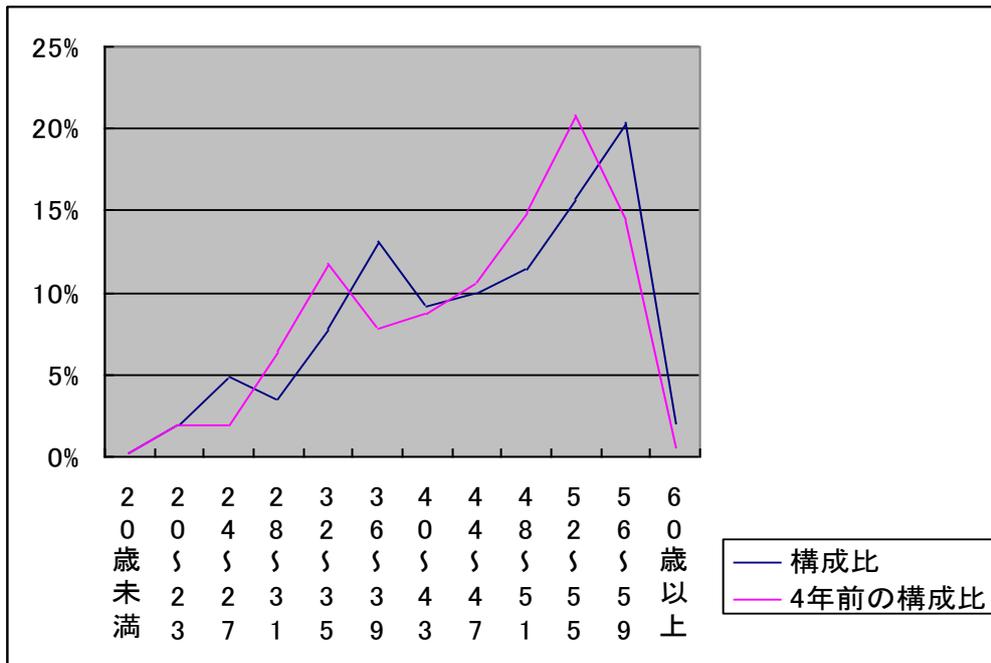
(注) 1 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する
休職者、派遣職員などを含み、臨時・嘱託職員は除いています。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況

(22年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	18人	47人	34人	75人	126人	88人	96人	110人	151人	196人	19人	962人



(5) 数値目標及び達成状況 (「集中改革プラン」の状況)

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,122人	1,009人	113人	10.07%

(注) 「各務原市行財政構造改革大綱〔集中改革プラン〕(17年12月策定)」の取組課題の一つに「定員管理の適正化」を掲げています。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	17年 (計画始期)	18年 (1年目)	19年 (2年目)	20年 (3年目)	21年 (4年目)	22年 (5年目)	17年～21年 計	(参考) 数値目標 [22年]
職員数	1,122人	1,098人	1,083人	1,045人	1,005人	963人	—	1,009人
増減		△24人	△15人	△38人	△40人	△42人	△159人 (140.7%)	△113人

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)の数値は、数値目標に対する進捗率です。

II 職員の競争試験の状況

採用試験の実施状況（21年度）

職 種		申込者数	受験者数 (A)	一次 合格者数	最終 合格者数 (B)	競争率 (A/B)
大学卒程度	行 政	63 (27)	47 (21)	9 (2)	4 (2)	11.8 倍
	行 政 (社会人経験)	81 (22)	74 (20)	10 (2)	3 (0)	24.7 倍
	建 築 (一級建築士)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	3.0 倍
	消 防 (社会人経験)	23 (0)	21 (0)	5 (0)	4 (0)	5.3 倍
	身体障がい者 (行政)	3 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 倍
高校卒程度	消防職	19 (0)	17 (0)	5 (0)	2 (0)	8.5 倍
	身体障がい者 (行政)	4 (1)	4 (1)	2 (1)	0 (0)	0.0 倍

(注) 1 最終合格者数には、補欠合格者は含まれていません。

2 () 内は女性で内数です。

Ⅲ 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費等の状況

[普通会計決算]

区分	住民基本台帳 人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	145,775人	442億 472万 1千円	24億 9,966万 6千円	79億 476万 5千円	17.9%	21.1%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬を含んでいます。

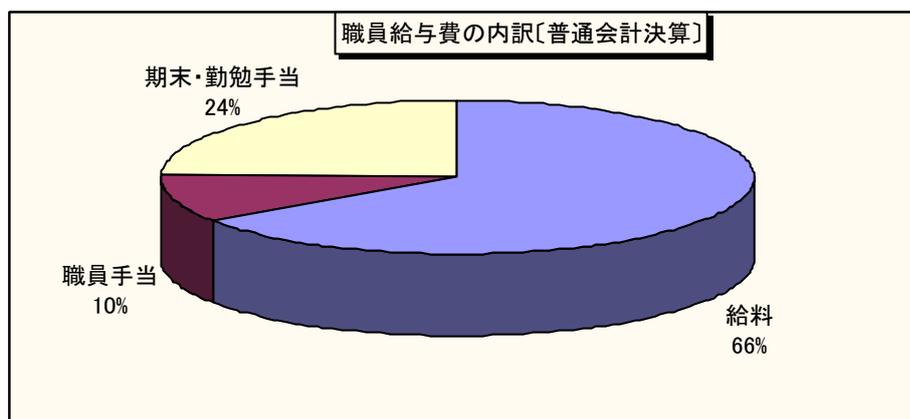
[水道事業決算]

区分	総費用 A	純損益 または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に 占める職員給与費比率
21年度	20億8,487万 8千円	4億2,403万 4千円	3億5,891万 1千円	17.2%	17.7%

(2) 職員給与費の状況

[普通会計決算]

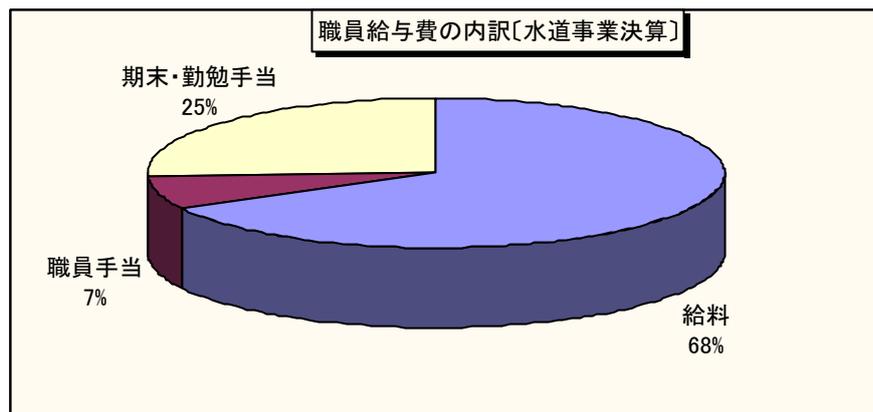
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
21年度	913人	37億4,192 万6千円	5億9,268万 3千円	14億588万 5千円	57億4,049 万4千円	628万8千円



〔水道事業決算〕

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
21年度	42人	1億9,640万 7千円	2,170万 8千円	7,454万 2千円	2億9,265万 7千円	696万8千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。



(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	21年	〔参考〕16年
各務原市	99.7	98.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45歳11月	482人	361,732円	419,131円
技能労務職	52歳1月	90人	278,822円	294,712円
うち清掃職員	42歳2月	7人	285,200円	324,873円
うち調理員	53歳9月	43人	265,426円	275,239円
うち用務員	55歳	31人	293,505円	302,013円
うち運転手	41歳5月	5人	287,140円	370,309円
うちその他	43歳2月	4人	287,468円	300,168円
消防職	42歳2月	169人	334,507円	415,462円
企業職〔水道事業〕	49歳3月	40人	382,772円	429,439円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		各務原市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円	172,200円	185,800円
消防職	大学卒	172,200円	185,800円	—	—
	高校卒	140,100円	149,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

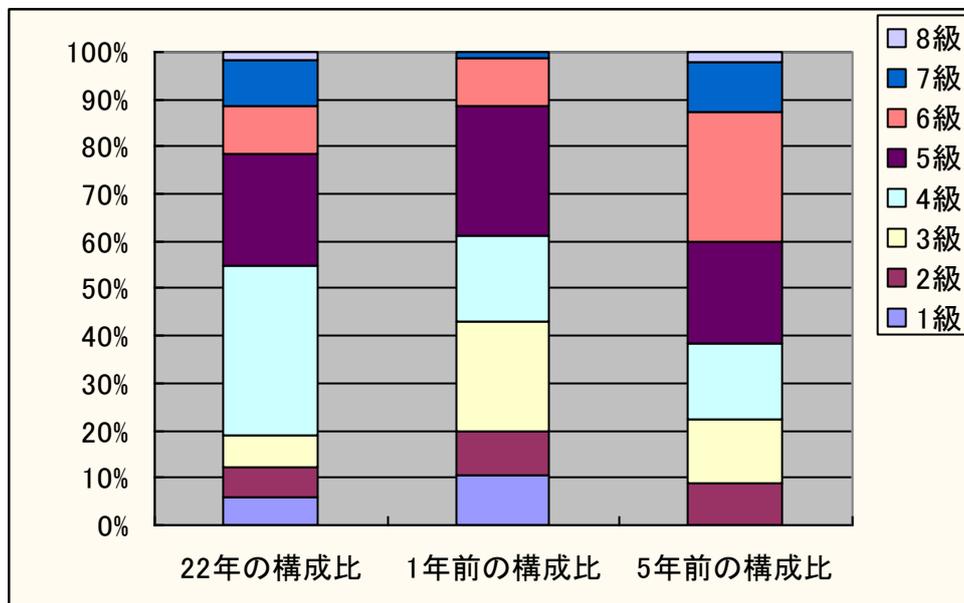
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,833円	325,743円	354,260円
	高校卒	—	—	330,333円
技能労務職	高校卒	—	—	241,100円
消防職	高校卒	—	279,100円	331,333円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・主事	29人	6.0%
2級	主事	31人	6.4%
3級	主任主事	31人	6.4%
4級	主査・係長	173人	35.9%
5級	主任主査・課長補佐	114人	23.7%
6級	主幹	50人	10.4%
7級	次長・課長	46人	9.5%
8級	部長	8人	1.7%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成22年4月に給料表を改正(従前の1級を1、2級に、従前の2~7級を1級ずつ繰り上げ)しました。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年4月1日より、勤務成績によって査定昇給を実施し、昇給区分を決定しています。(管理職については平成20年4月1日より実施)

4 職員の手当の状況

(A) 全職種（企業職〔水道事業〕を除く）の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	国
1人当たり平均支給額（21年度） 155万7千円	—
（21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分	（21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

毎年度2回、9月30日・3月31日を評定日として全職員に対して勤務評定を実施します。（内容の詳細については、各務原市職員の勤務評定実施規程を参照。平成21年度は評定日変更に伴い、6月1日・11月1日・3月31日の3回実施）

業績・能力・態度評価に基づき、5段階（S～D）の評価を実施し、その評定結果によって成績率を決定し支給しています。

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

各務原市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	
1人当たり 平均支給額	2,456万2千円				

（注） 1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

区 分	全職種 (企業職〔水道事業〕を除く)
支給実績 (21年度決算)	3,025万2千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	162,643円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年度)	19.3%
手 当 数	5

〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員	支給単価																							
税務手当	1 出張して市税(国民健康保険料を含む。以下同じ。)の調査・検査及び徴収事務に従事する職員	日額 300円																							
	2 出張して市税の滞納処分事務に従事する職員	1回 300円																							
消防手当	1 救急、救助、火災等に出動し、消防業務に従事する職員	(出動手当の内訳)																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>出動の区分</th> <th>職務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">救急出動</td> <td>救急救命士</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td>その他の救急隊員</td> <td>1回 330円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救助出動</td> <td>隊員</td> <td>1回 520円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災出動 (警戒出動)</td> <td>隊員</td> <td>1回 520円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td>通信勤務</td> <td>指令業務従事者</td> <td>1当務 300円</td> </tr> </tbody> </table>	出動の区分	職務の区分	金額	救急出動	救急救命士	1回 700円	その他の救急隊員	1回 330円	機関員	1回 500円	救助出動	隊員	1回 520円	機関員	1回 700円	火災出動 (警戒出動)	隊員	1回 520円	機関員	1回 700円	通信勤務	指令業務従事者	1当務 300円
		出動の区分	職務の区分	金額																					
		救急出動	救急救命士	1回 700円																					
			その他の救急隊員	1回 330円																					
			機関員	1回 500円																					
		救助出動	隊員	1回 520円																					
			機関員	1回 700円																					
火災出動 (警戒出動)	隊員	1回 520円																							
	機関員	1回 700円																							
通信勤務	指令業務従事者	1当務 300円																							
2 消防業務に従事する隔日勤務の職員	1当務 1,000円																								
不快手当	1 行旅死亡人の死体処理に従事する職員	1回 4,000円																							
	2 行旅病人の救護作業に従事する職員	1回 1,000円																							
	3 路上等で横死した犬、猫等の死体処理に従事する職員	1回 1,000円																							

	4	感染症患者の隔離収容又は消毒作業に従事する職員	1回 1,000円
	5	下水道事業 使用開始後の下水道清掃作業、下水道管内検査に従事する職員	1日 400円
		水洗便所設置検査に従事する職員	1日 200円
	6	北清掃センター及びクリーンセンターにおいて、清掃、し尿処理等の作業に従事する職員	日額 600円
	7	火葬場において、遺体の火葬業務に従事する職員	1体 200円
危険手当	1	高圧電気の操作、点検等の業務に従事する職員	日額 300円
	2	北清掃センターにおいて、焼却炉の内部で点検等の作業に従事する職員	1回 500円
特別手当	1	正規の勤務時間外において用地交渉に従事する第2条の2の規定に該当する職員	1回 2,000円
	2	災害のため 出動した職員 目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	滞在1日につき 4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	1回 2,000円

(注) 平成21年4月1日から月額で定められていた特殊勤務手当を廃止し、日額、又は回数等による支給へ変更しました。

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	2億1,062万9千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	36万4千円
支給実績 (20年度決算)	2億3,495万3千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	36万9千円

(5) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者…13,000円 ・ その他…6,500円 ※ 配偶者のいない職員の被扶養者の一人目…11,000円 ※ 16～22歳の子の扶養親族加算…5,000円 	同じ		1億 1,023万 4千円	25万3千円
住居手当	借家…27,000円(最高支給限度額)	同じ		3,306万 5千円	31万2千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者…運賃等相当額 ・ 交通用具使用者…2,400～25,000円 	異なる	交通用具使用による支給額	8,854万 4千円	11万4千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×25/100 ×時間数			2,263万 1千円	17万7千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間として勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×135/100 ×時間数			1,521万 6千円	18万6千円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員 … 勤務一回につき6,000円 (勤務時間が5時間未満の場合は3,000円)			404万 4千円	11万2千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、主幹の職以上にある職員 …35,700円～77,200円			8,528万 9千円	56万9千円

(注) 平成21年12月1日から自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間、月額2,500円)を廃止しました。

(B) 企業職〔水道事業〕の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	団体平均（水道事業を除く）
1人当たり平均支給額（21年度） 174万5千円	1人当たり平均支給額（21年度） 155万7千円
（21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分	（21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり 平均支給額	2,650万円	

（注） 支給率等は、一般行政職と同じです。

(3) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

区 分	企業職〔水道事業〕
支給実績（21年度決算）	6万9千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	2万3千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	7.1%
手 当 数	4

〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員	支給単価
危険 手当	高圧電気の操作の業務に従事する職員	日額 300円
徴収 手当	事業収入の集金業務に従事する職員	日額 300円

用地 交渉 手当	正規の勤務時間外において用地交渉に従事する管理職員		1回 2,000円
災害 出勤 手当	災害のため 出勤した職員	目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	滞在1日につき 4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	1回 2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	610万7千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	23万5千円
支給実績 (20年度決算)	681万1千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	24万3千円

(5) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	支給実績 (21年度 決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者…13,000円 ・ その他…6,500円 ※ 配偶者のいない職員の被扶養者の一人目…11,000円 ※ 16～22歳の子の扶養親族加算…5,000円 	同じ	695万7千円	24万円
住居 手当	借家…27,000円 (最高支給限度額)	同じ	104万8千円	26万2千円
通勤 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者…運賃等相当額 ・ 交通用具使用者…2,400～25,000円 	同じ	331万円	8万3千円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、主幹の職以上にある職員…35,700円～77,200円	同じ	313万7千円	62万7千円

(注) 平成21年12月1日から自宅に係る住居手当 (新築・購入後5年間、月額2,500円) を廃止しました。

5 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	999,000円		
	副市長	834,000円		
報酬	議長	570,000円		
	副議長	520,000円		
	議員	485,000円		
期末手当	市長	} (21年度支給割合)	4.15月分	
	副市長		4.15月分	
退職手当	市長	} (21年度支給割合)	4.15月分	
	副市長		4.15月分	
退職手当	市長 副市長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在職年数×500/100	1,998万円	任期毎
		給料月額×在職年数×300/100	1,000万8,000円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分 ～午後1時	8時間	40時間

(2) 年次有給休暇の取得状況（21年度）

制度の概要	平均付与日数	平均取得日数
一年度につき20日間付与 ※付与された翌年度に限り繰越可能（最大40日）	38.4日	8.1日

(3) その他の休暇制度と取得状況（21年度）

休暇の種類		休暇日数等	取得実績
無給	介護休暇	連続する6月の範囲内	2人
	組合休暇	1年につき30日	—
有給	結婚休暇	連続する6日の範囲内の期間	13人
	産前休暇	出産予定日までの6週間 (多胎妊娠の場合は14週間)	5人 (取得した職員数)
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間	
	育児休暇	1歳未満の子を養育する職員に対して、1日2回各々30分(特に必要と認められる場合は15分加算)以内	2人
	配偶者出産休暇	2日の範囲内の期間	71.4% (取得率)
	子の看護休暇	一年度につき5日の範囲内の期間 ※小学校就学前の子に限る。	65.5日 (のべ日数)
	忌引	親族に応じ1～7日以内の連続する日数の範囲内	423日 (のべ日数)
	夏季休暇	7～9月の期間内に4日の範囲内の期間	3.6日 (平均取得日数)
	リフレッシュ休暇	1日	77.9% (取得率)
	厚生休暇 (健康管理の日)	1日	82.1% (取得率)
	育児参加休暇	5日の範囲内の期間	28.6% (取得率)

	<p>〔その他の休暇〕</p> <p>公民権の行使、証人等としての出頭、ドナー休暇、ボランティア休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦検診休暇、祭日（法事等）、災害による住居の破壊等の復旧作業等、災害または交通遮断等による出勤困難、災害時の危険回避、感染症予防のため等による隔離等</p>
--	---

（４） 育児休業等の取得状況（21年度）

区分	平成 21 年度の取得者数			平成 21 年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務者数
男性	0人	0人	0人	5人	0人	0人	0人
女性	24人	9人	9人	7人	7人	0人	0人
計	24人	9人	9人	12人	7人	0人	0人

（５） 旅費制度の内容

区 分	宿泊料（1夜につき）	日当（1日につき）	
		片道 100 千円以上	片道 50 千円以上 100 千円未満
市 長 等	14,000 円	3,000 円	1,000 円
7 級 及 び 6 級 に あ る 者	13,000 円	2,500 円	1,000 円
そ の 他 の 職 員	12,000 円	2,000 円	1,000 円

V 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (21年度)

区 分	降任	免職	休職	失職
勤 務 成 績 の 不 良	0人	0人		
心 身 の 故 障	0人	0人	7人	
適 格 性 の 欠 除	0人	0人		
廃 職 ・ 過 員	0人	0人		
刑 事 事 件 に 因 る 起 訴			0人	
欠 格 条 項 該 当				0人

(2) 懲戒処分者数 (21年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告
法 令 違 反	0人	0人	0人	0人
職 務 上 の 義 務 違 反 又 は 職 務 怠 慢	0人	0人	0人	0人
非 行 行 為	0人	0人	0人	3人

VI 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事許可の状況 (21年度)

区 分	件数
会社等の役員等の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業、事務に従事する場合	4件
計	4件

(2) 職務専念義務の免除の状況 (21年度)

区 分	件数
岐阜県と本市との相互協力のための職員として、県の職員に任命された場合	1件
上記のほか、任命権者が定める場合	5件
計	6件

Ⅶ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施の状況 (21年度)

区 分		受講者数 (のべ)
職場外研修	階層別研修	209人
	特別研修	2,135人
派遣研修	自治大学校	1人
	市町村アカデミー	7人
	国際文化アカデミー	2人
	国土交通大学校	2人
	全国建設研修センター	2人
	岐阜県市町村職員研修センター主催の研修	47人
	岐阜地域広域市町村圏職員共同研修	8人
	岐阜県市長会主催の行財政講演会	19人
	資格取得研修	43人
自主研修に対する補助	シティカレッジほか各種通信教育講座	5人
	海外自主研修	3人

(2) 勤務成績の評定の実施の状況 (21年度)

評 定 の 時 期	6月1日、11月1日、3月31日
評 定 の 対 象	全職員
評 定 の 方 法	評定要素(業績、能力、態度)ごとにS~Dの5段階評価
評 定 結 果 の 活 用	勤勉手当の成績率への反映(△0.2月~0.2月) 等

〈評定者について〉

被評定者	第1次評定者	第2次評定者
部長	副市長	—
参与等・次長・課長	部長	—
参事・主幹	課長	部長
課長補佐・主任主査・係長	課長	—
主査、主事等・消防職・保育士・技能労務職	係長	課長

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業の状況 (21年度)

区 分		主な内容	受診者数等
健康診断	定期健康診断	年代別総合健康診断	688人
	生活習慣病予防検診	人間ドック	307人
		各種がん検診（単独検診のみ計上）	276人
	石綿健康診断	過去に石綿水道管の切断業務に携った職員対象	8人
	深夜業務従事者健康診断	深夜に業務に従事する消防職員対象	137人
	採用時健康診断	新規採用職員健康診断	13人
健康教育		健康講座開催（メンタルヘルス対策）、2回	177人
職場環境管理		職場環境測定（15ヶ所）、職場巡回	2回
衛生管理者、安全衛生推進者養成		安全管理者選任時研修、安全衛生推進者養成講習受講	3人

(2) 公務災害の発生状況 (21年度)

区 分	災害件数
公務災害（職務遂行中の負傷）	5件
通勤災害（通勤途上中の負傷）	2件

(3) 福利厚生事業の概要 (21年度)

職員の生活の安定と福祉の向上のため、岐阜県市町村職員共済組合に加入しています。

また、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を行うために各務原市職員互助会を組織しています。当互助会は会員の親睦、相互共済及び福利増進を図ることを目的として、会員964名（平成22年4月1日現在）からの掛金と市からの助成金を原資として運営しています。

事業内容は以下のとおりです。

福利厚生事業：会員同士の親睦を目的とした事業を会員からの掛金と市からの助成金で実施しています。

区 分	主な内容
福祉事業	日帰り旅行等
体育事業	パターゴルフ大会
クラブ助成	野球部、サッカー部 等
貸付事業	限度額30万円

慶弔事業：会員からの掛金を原資として、慶弔に対し儀礼上の範囲内で祝金や香資金等の給付を行っています。

(4) 措置要求及び不服申立ての状況 (21年度)

区 分	係属事案数		処理事案数				22年度への繰越
	21年度からの繰越	新規	却下	取下げ	打切り	判定	
措置要求	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
不服申立て	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1 職員は給与等勤務条件に関して、公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。
- 2 職員は懲戒その他、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。
- 3 「却下」とは、公平委員会において審査の成立、又は継続のための適法条件を欠くために実体の審査に入らないで不受理が決定したものをいいます。
- 4 「取下げ」とは、公平委員会における措置要求または不服申立ての審査以降、判定までに措置要求者または不服申立人が取下げたものをいいます。
- 5 「打切り」とは、公平委員会における措置要求または不服申立ての審査以降、措置要求者若しくは不服申立人の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認めた場合または関係当事者における話し合いによる事案の解決、要求事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認めた場合において事案の審査を打切ったものをいいます。